

山口市収益力向上対策ハウス支援事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、年間を通じた所得向上が見込める多様な作物の栽培を推進することにより、青果市場や道の駅等への野菜等の出荷を増やし、地域の活性化と農産物の生産拡大を図ることを目的に、ハウス資材費等の支援を行う、山口市収益力向上対策ハウス支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

（事業の内容等）

第2条 この事業における対象経費、採択基準及び補助率については、山口市農作物振興対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表に掲げるとおりとする。

（事業の実施主体）

第3条 この事業の実施主体は、市内にある農業協同組合、市内に居住する又は所在のある認定農業者や認定就農者（認定新規就農者を含む）又は農地所有適格法人とする。

（事業の実施）

第4条 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、山口市収益力向上対策ハウス支援事業承認申請書（様式第1号）に事業実施計画書を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項により提出された事業実施計画が適当であると認めるときは、当該事業実施計画を承認し、事業実施主体に通知する。

3 事業実施計画の変更は、前2項の規定に準じて行うものとする。

4 事業実施主体は、事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめその理由を市長に届け出て、指示を受けなければならない。

（事業の推進指導）

第5条 市長は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要に応じ事業実施主体に対し指導及び助言を行うものとする。

（事業の実施期間）

第6条 この事業の実施期間は、令和6年度から令和8年度までとする。

(実績報告)

第7条 事業実施主体は、事業が完了後、速やかに山口市収益力向上対策ハウス支援事業実績報告書(様式第2号)に事業実績書を添付し、市長に報告しなければならない。

2 事業実績報告の提出期限については、事業が完了した日から20日を経過した日、または当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助)

第8条 市長は、予算の範囲内において、要綱により補助するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 山口市少量多品目栽培用ハウス支援事業実施要領(平成26年4月1日制定)は、平成29年3月31日をもって廃止する。
- 3 2の要領に基づき平成28年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。